

区 民 の 声 の 公 表（令和6年11月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
児童用iPadキーボード修理費用	現在、区内の小中学生はiPadを使った学習、教育に取り組まれています、そのiPad用キーボードの故障が相次ぎ、今年度予算が足りなくなったため、交換を受け付けないという案内がありました。 予算が足りないというのは事実として分かりますが、子供の教育に関わることであり、かつ、他の予算規模と比較すると常識的に考えても少額であると推測できます。 区長として、将来を担う子供たちへの予算配賦くらい権限を持って実行してもらえないでしょうか。	現在学習用タブレットにて使用しておりますiPad用キーボードカバーについて、これまでは故障の際には交換対応をしていたところですが、故障数の急激な増加に伴い、交換が困難な状況になりました。 児童・生徒及び保護者の皆様におかれましては、ご不便・ご迷惑をおかけすることをお詫びいたします。 なお、来年度に学習用タブレット及びキーボードカバーの更改を計画しております。 1 故障数について 例年、区として月あたり約100～200件の故障対応をしており、その実績に基づき世田谷区教育委員会にて予算要求のうえ、購入・交換対応を行ってまいりました。しかしながら、昨年度末ごろより故障件数が急増し、月あたり約500件の報告が上がっており、今年度早々に対応が困難な事態となりました。 2 iPad用キーボードカバーの今後の取扱いについて 児童・生徒および保護者の皆様には大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、今後は上記製品をケースとしてのみ取り扱っていただき、文字等を入力する際は、iPadの画面上にキーボードを表示し、入力するようお願いします。	教育総合センター 教育研究・ICT推進課	電話 03－6453－1506 FAX 03－6453－1534	令和6年11月1日	
梅ヶ丘 うめとぴあ カフェ について	2歳児を子育て中の母です。 うめとぴあのカフェ、子どもも連れて行きやすく非常に助かっています。ただ一点、子供用のメニューはあるものの、やはり持ち込みのおにぎりなどをパクツと食べさせたいこともあります。子供に関しては持ちこみを可能にしたいだけないかと思い、こちらに相談させていただきました。何卒宜しくお願いします。	カフェへのお持ち込みに関しては、万が一食中毒等が発生した場合、責任の所在が不明確となることから、基本的にお断りしています。 離乳食期直後のお子様や、アレルギーをお持ちのお子様に関しては、個別にご相談に応じますので、スタッフにお申し出ください。 また、中央階段下のスペースや屋外のベンチでご飲食いただけますので、是非ご利用ください。	保健福祉政策部 保健医療福祉推進課	電話 03－5432－2428 FAX 03－5432－3017	令和6年11月5日	
狭い道路の無電柱化について	東京都では無電柱化の政策があると思いますが、世田谷区の無電柱化はどのような状況でしょうか。 無電柱化には3つのメリット(利用者の安全性の向上、景観がよくなることによる住民の満足度向上、住民が自らが支払った税金の使われ方への理解が進みふるさと納税による税金の流出等を防ぐことをアピールする施策となる)があると考えられます。無電柱化の推進をお願いします。	区では、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、令和元年度に「世田谷区無電柱化推進計画」(以下、推進計画)を策定し、令和6年4月に中間見直しを実施しています。 この見直しの中で、特に防災機能を強化するために救援物資の輸送などに重要な役割を果たす緊急輸送道路や、歩行者の誰もが安心して円滑に移動できる歩行空間の整備が必要である特定道路などについて、優先的に事業を推進することとしました。 一方、無電柱化事業においては、一般的に設計から工事完了までに7年程度の期間を要することや、歩道が無い又は歩道が狭い道路では、地上機器の設置場所の確保や電線を埋設するスペースの確保が課題となっています。 詳しくは、世田谷区ホームページ『無電柱化推進計画(中間見直し)及び世田谷区無電柱化整備4カ年計画』に掲載しておりますのでご覧ください。 推進計画は定期的に内容の更新を行っておりますので、次回更新の際には、現在実施中の無電柱化事業の進捗も踏まえ検討させていただきます。	土木部 土木計画調整課	電話 03－6432－7956 FAX 03－6432－7993	令和6年11月5日	区HP 世田谷区無電柱化推進計画(中間見直し)及び世田谷区無電柱化整備4カ年計画
おでかけひろば	2歳児を育児中です。 午前中は、おでかけひろばがいろんなところにあり、いつもありがたく使わせていただいています。ただ、お昼寝後の15時以降、使える施設がなく困っています。児童館は午後は大きな小中学生がたくさんで安心して遊べません。調布市には17時までの施設が多いと聞きます。 どうか、世田谷区でも午後も17時までやっている乳幼児向けのひろばを増やしていただけないでしょうか？	多くのおでかけひろばが、国の補助制度である週3日以上、かつ1日5時間以上開設するという要件に基づき、10時から15時まで運営されているところがほとんどというのが実情です。 また、本補助事業が、子育てが一段落した利用者が今後は支援する側に回るといような支援の循環という仕組みの中で成り立っていることから、実際には、スタッフの確保の難しさもあり、15時以降開室しているおでかけひろばは一部の施設にとどまっておりますが、今後、利用者のニーズに合った開設時間の設定について、おでかけひろばの意見も踏まえ働きかけてまいります。	子ども・若者部 子ども家庭課	電話 03－5432－2569 FAX 03－5432－3081	令和6年11月6日	区HP 親子のつどいの場「おでかけひろば」
区民の意見に対して、誠意ある返答を	世田谷区の知人が世田谷区内のボイ捨てが多いと区役所に訴えても誰からも返答がないと嘆いていました。担当の部署に情報が行ってないのでしょうか？すぐに問題に対処できなくてもお返事くらい出せそうに思うのですが、連携不足でしょうか？ 区民の声を聞く区役所であってほしいと思います。	世田谷区では、区政運営の参考とするため、区民の皆さんの区政へのご意見・ご要望を「区長へのメール」等にて伺っております。 「区長へのメール」等に投稿いただいた内容については、区長が内容を確認し、業務を担当する部署と情報共有しております。 また、「区長へのメール」等に投稿の際に、回答「必要」を選択し、住所、氏名、電子メールアドレス等の連絡先を入力いただいた場合は、業務を担当する部署より回答をお送りしております。	政策経営部 広報広聴課	電話 03－5432－2014 FAX 03－5432－3001	令和6年11月13日	区HP 区長へのメール(区政へのご意見)
ふるさと納税	ふるさと納税による区民税の流出が拡大し、区政に影響が出かねないことについて、区民がより実感の湧きやすい事例を例示して、効果的に伝えてほしい。	区では、ふるさと納税制度により住民税の流出が拡大している現状や、制度を利用する住民のみが返礼品の恩恵を受ける一方で、ふるさと納税の減収による行政サービスへの影響は住民全体で受けることになるといった制度の問題点等を周知していくことは重要であると考えています。 区のおしらせや区内広報掲示板などとともに、ふるさと納税による減収の現状や世田谷区で募っている寄附の使い道などを紹介した区のおしらせ「ふるさと納税特集号」を、今年度は民間企業の協力のもと区内の店舗でも配架するなど、広報活動に努めています。 ふるさと納税による減収の拡大が、現時点では住民サービスにすぐに影響を与えるものではないものの、このまま減収が続くと住民サービスに影響を及ぼしかねない状況であることや制度の問題点を広く周知するとともに、区の取組みに共感し寄附につなげていただけるよう、引き続き広報活動に努め、その方法も工夫してまいります。	政策経営部 ふるさと納税対策担当課	ふるさと納税対策担当課 電話 03－5432－2190 FAX 03－5432－3047	令和6年11月18日	区HP ・ふるさと納税制度について ・区へのふるさと納税のご案内

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
総合運動場等の公共施設の施設使用料等の価格見直しについて	いつも健康のために総合運動場の温水プールを利用しています。障害のある息子と行くこともあり、こういった施設がほぼ年中無休で夜遅くまで営業していることに感謝しております。今回の区報で、利用料金の実質値上げが踏み切られるとのことですが、値上げの前に運営体制の見直しを検討していただきたいです。プールの維持費は削れないので大変だと思いますが、営業時間の短縮や繁忙期以外の営業日の短縮など人件費から削減していいでしょうか。また、競泳用施設としての機能を持っていながら、実際の利用者の9割以上が一般人なので、そのあたりの営業方針の見直しをされる・団体利用の料金を引き下げるかわりに団体利用客の増員を目指し収益を増やす(平日の団体利用者は高齢者が多数なので、高齢者特有の健康繋がりやの友達紹介制度などを導入して利用客増を狙う・制限を緩め個人レッスンの利用を増やす・乳児からも一律料金を取る等)などご検討されてはいかがでしょうか。	今回の施設使用料等の見直しは、スポーツ施設だけでなく施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の増加を背景に、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために必要と考え、検討を進めているものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、利用を妨げるような急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割としているほか、高齢者、障害者、子どもの利用については、改定率や改定方法に一定の配慮を行っております。しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料の引き上げによってのみ実現できるものではなく、ご意見のとおり、経費削減や増収の取組についても併せて取り組む必要があると考えております。 経費削減のご提案につきまして、プールでの事故は利用者の生命、安全につながる重大な問題ですので、プール監視員など、安全に携わる人員の削減は行いませんが、受付事務の効率化など、今後も見直しを続けてまいります。なお、ご提案のあった営業時間の短縮や繁忙期以外の営業日の短縮については、区立スポーツ施設の設置目的、多様な利用者ニーズなど様々な要素を踏まえる必要があるかと存じます。 また、営業方針の見直しや収益を増やす取組に関するご意見についてですが、公共施設で稼ぐという取組についても重要であると認識しております。こちらも施設の設置目的などを逸脱しないよう注意する必要はありますが、ご提案いただいた手法を施設所管課や指定管理者とも共有し、今後の施設運営の参考とさせていただきます。	政策経営部 政策企画課	電話 03-5432-2032 FAX 03-5432-3047	令和6年11月19日	
区政への意見・要望の投稿フォームについて	なぜ姓と名を分けて入力するフォームなのでしょう？ 姓名一度に入力するフォームの方が、便利です。修正できませんか？	区長へのメール」に投稿いただいた内容については、区長が内容を確認し、業務を担当する部署と情報共有しており、情報共有にあたり使用しているデータベースの仕様により、姓を分割し入力いただいております。 データベースの仕様のため修正の対応は難しいですが、区民の皆さんからより多くの区政へご意見・ご要望をいただけるように、引き続き努めてまいります。	政策経営部 広報広聴課	電話 03-5432-2014 FAX 03-5432-3001	令和6年11月19日	区HP 区長へのメール(区政へのご意見)
二子玉川公園における自転車暴走の危険性について	二子玉川公園で、夕方の薄暗い中、中高生の乗る自転車5台が園内に乗り入れ、猛スピードで暴走している場面に遭遇しました。散歩中の方にぶつかったら大変なことになります。 公園の東側の坂道にスピードを抑止するための柵を設置していただけないでしょうか？	二子玉川公園内の自転車の乗り入れに対しては、カラーコーン型のサインや膜状の看板を配置し、自転車を降りて通行するよう普及啓発を行っています。 しかし、ご指摘のとおりルールを守らない利用が見られることから、巡回による声掛けや公園内のサインをより伝わりやすい表示とするよう検討しています。 また、ご提案いただいたスピードを抑止するための柵の設置については、柵への衝突の危険性や、ベビーカーや車いすを利用される方などの安全性に配慮する必要もあるため、慎重に検討をしていきます。 今後も、公園利用に関するルールについての掲示を適切に配置し普及啓発に努めるとともに、巡回、声掛け等を継続的にを行いながら、粘り強くマナーの向上に取り組んでいきます。	みどり33推進担当部 公園緑地課 玉川公園管理事務所	電話 03-3704-4972	令和6年11月19日	
キャロットタワーの案内表示に英文がありません！	キャロットタワーで、展望フロアに行きたい外国人の方が5階でウロウロして困っておられました、2階で乗り換える表示が全く無い！英文表示が何処にもありません、せっかく国際交流センターまで作ったのですから、せめて、英語、韓国語、中国語ぐらいの館内表示が欲しいです	現地を確認しましたところ、一部、英語表記のないスカイキャロット展望ロビーの施設案内サインがあることを確認いたしましたので、英語表記についてキャロットタワー管理組合と調整し、実施してまいります。 また、英語以外の外国語表記については、外国語の種類や表記のスペース等を含めてスカイキャロット展望ロビーの指定管理者やキャロットタワー管理組合と協議し、外国人の方にもわかりやすい施設案内の仕方を考えてまいります。	世田谷総合支所 地域振興課	電話 03-5432-2835 FAX 03-5432-3032	令和6年11月20日	
駅構内の緑化について	日本は、まだまだ文化政策への投資が低い状況だと思います。 そこで、町づくりから豊かさを感じられるようにしてはどうでしょうか。 町を美化することによって、豊かさを演出してほしいと思います。 それを、公共の施設として最も身近であると言える、駅の構内を緑化するという手法を用いてみてはいかがでしょうか。 町内の緑化活動を駅構内にまで関連させ、華道の講師や花屋の協力を得るといいのはいかがでしょうか。 町会の振興とともに、このようなコミュニティづくりによって、町会を更に豊かな感性へと発達させることもできると思います。	区では、「世田谷みどり33」実現の取り組みとの一つとして、花や自然を大切に思う気持ちを育み、みどりや花で美しいまちをつくる「みどりと花いっぱい活動」を進めています。花で地域を綺麗にしたいという地域の方々と区が協定を結ぶことで、花苗や肥料等の資材提供の支援をしています。 東急世田谷線の沿線を例にしますと現在、世田谷、宮の坂、山下、松原(赤松公園前)、下高井戸の各駅前でこの活動が行われています。 一方で、駅構内の緑化については管理者である鉄道事業者が計画するものですので、頂いたご意見については、鉄道事業者とも共有させていただきます。 引き続き、事業者や地域の皆様とともに、みどり豊かな世田谷のまちを実現に取り組んでいきたいと考えております。	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03-6432-7902 FAX 03-6432-7989	令和6年11月21日	区HP 区民参加の花づくり活動
小・中学校の指定校制度について	世田谷区では、居住地によって通学すべき小・中学校が決められているが、学校ごとに設備の充実度・教育方針・行事などの特色に差があるため、指定校とは異なる学校に子供を通わせたい。各家庭が希望する小・中学校に通わせる場合、学校ごとに人数の偏りが生じてしまう恐れもあるが、各学校に人数制限を設けるなど、人数の大きな偏りが出ないようにすることで、指定校以外の学校に通えるようにしてほしい。	世田谷区教育委員会では従前より「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する観点から、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。 なお、何らかの事情があり指定校とは別の学校に入学をご希望の場合は、「指定校変更」の申請をしていただくことが可能です。「指定校変更許可基準」の事由に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合には、内容を審査の上、指定校の変更をお認めしています。(指定校変更の制限校は除く) 区立の各小・中学校においては創意工夫を凝らしながら、特色ある学校運営を行っており、このことから学区域外の学校への就学をご希望されるご家庭もございますが、その事由のみでは基準に該当しないこととなりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。	学校教育部 学務課	電話 03-5432-2683 FAX 03-5432-3067	令和6年11月22日	区HP 指定校変更許可基準

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
病児・病後児保育の児童票、利用票の電子化希望	児童票については毎年度、利用票については毎回、手書きでの提出となっていますが、こちらの電子化(ネット上での入力、送信、スマホアプリの利用)を検討いただけないでしょうか。 記載事項に重複する部分が多く、毎回相当程度の時間を割かなければならず、負担に感じています。 電子化により、データの引き継ぎや重複部分の入力省略等、効率化にも資すると思います。 その他、入力、送信したデータを受け入れ先の医療機関でどのように処理するのか、医療証、保険証、母子手帳、お薬手帳の該当部分の事前アップロードの可否、利用料金の現金以外での支払い(口座振替、二次元コード決済等)といった追加検討事項もあろうかと思います。	児童票及び利用票は、安全にお子様をお預かりできるよう病児・病後児保育事業を実施している小児科の先生方とも相談して作成しております。そのため、記載項目が多くなり、記入にご負担がかかることにつきましては、お手数をおかけして申し訳ございません。 児童票及び利用票を区のホームページに掲載しておりますが、ワード(Word)の様式もございます。この様式を使用していただければ、次回病児・病後児保育利用時に、以前入力したデータの一部を活用できますので、作成の負担軽減は図られるものと認識しております。 ぜひ活用をご検討いただければと存じます。 電子化(ネット上での入力、送信、スマホアプリの利用)等のご提案につきましては、区内11か所の病児・病後児保育施設での統一した取組みが求められますので早急な対応は難しいところですが、各施設の状況を確認しながら、利用者と施設の双方の負担が軽減できる取組みについて、区としても検討してまいります。	子ども・若者部 保育課	電話 03-5432-2325 FAX 03-5432-3018	令和6年11月25日	区HP 病児・病後児保育利用のご案内
SNSを利用した区の広報について	SNSを利用した区の広報について、より多くの方々に有益な情報が安全・確実に伝わるように、様々なプラットフォームの利用の検討を希望します。	区では、災害等の緊急情報や区の政策、地域の様々な魅力等を発信していくためのツールとして、様々なSNSにて情報発信しております。 いただいたご意見をふまえて、区民の皆さんへ必要な情報を安全に、そして正確に伝わるよう、引き続き情報発信を行ってまいります。	政策経営部 広報広聴課	電話 03-5432-2014 FAX 03-5432-3001	令和6年11月28日	